資料1

こども家庭審議会基本政策部会運営細則

令和５年６月 30 日
こども家庭審議会基本政策部会長決定

こども家庭審議会運営規則（令和５年４月 21 日こども家庭審議会決定、以下「規則」という。）第７条の規定に基づき、この細則を制定する。

（委員会の設置）
第１条　規則第５条の規定に基づき、部会長が必要と認めるときは、こども家庭審議会基本政策部会（以下「部会」という。）に諮って、委員会を置く。

（委員会の構成）
第２条　委員会は、こども家庭審議会の委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する者（以下「委員会委員」という。）により構成する。

（委員長の指名）
第３条　委員会に委員長を置く。委員長は、委員会委員の中から、部会長が指名する。

（会議の招集）
第４条　委員会は、委員長が招集する。
２　委員長は、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員会委員に通知するものとする。
３　委員長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を整理する。
４　委員長に事故があるときは、委員会委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

（会議の公開等）
第５条　委員会の会議は公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
２　委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録）
第６条　委員会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。
一　会議の日時及び場所
二　出席した委員会委員の氏名
三　議事となった事項
２　議事録及び配布資料は公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
３　前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（委員会の庶務）
第７条　委員会の庶務は、こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）において総括し、及び処理する。

（雑則）
第８条　この細則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

部会の設置について

令和５年４月21日
こども家庭審議会決定

こども家庭審議会令（令和５年政令第127号）第６条第１項に基づき、こども家庭審議会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、それぞれ、同表の中欄に掲げるとおりとし、その庶務は、それぞれ、同表右欄に掲げる課又は参事官において処理する。

名称	所掌事務	庶務
基本政策部会	1　こども大綱の案の策定に向けた検討及び同大綱に基づく施策の実施状況の検証・評価 2　こどもの意見の政策への反映に係る仕組みづくり・環境整備に関する調査審議 3　児童の権利に関する条約に係る取組に関する調査審議（児童の権利委員会の総括所見の国内施策への適切な反映等） 4　その他こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項の調査審議	長官官房参事官（総合政策担当）
幼児期までのこどもの育ち部会	1　幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）の策定に関する調査審議 2　保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に関する調査審議 3　その他こどもの育ちのサービスに関する調査審議等（こどもの預かりサービス	成育局成育基盤企画課及び保育政策課

	の在り方に関する議論を含む。）	
こどもの居場所部会	1　こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）に関する調査審議 2　放課後児童施策に係る調査審議 3　遊びのプログラム等に関する調査審議	成育局成育環境課
科学技術部会	1　生殖補助医療に関する事項及び NIPT 等の出生前検査に関する調査審議 2　こども家庭庁の所掌事務に関する科学技術研究に関する調査審議（こども家庭科学研究や AMED 研究を含む。）	成育局母子保健課
社会的養育･家庭支援部会	1　社会的養育に関する事項の調査審議 2　施設入所児童の権利擁護の向上、適切な処遇支援の実施に関する調査審議 3　児童ポルノ法(平成 11 年法律第 52 号)に基づく児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価等	支援局家庭福祉課
児童虐待防止対策部会	1　児童虐待防止対策に関する調査審議 2　児童虐待による死亡事例等の総体的な検証等 3　その他虐待防止対策全般に関する調査審議	支援局虐待防止対策課
障害児支援部会	障害児支援に関する調査審議	支援局障害児支援課
こどもの貧困対策･ひとり親家庭支援部会	1　こどもの貧困対策に係る施策に関する事項の調査審議 2　ひとり親支援施策に関する事項の調査審議	支援局家庭福祉課

基本政策部会委員名簿

氏名	所属
青木　康太朗	國學院大學人間開発学部教授
秋田　喜代美	学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授
有村　大士	日本社会事業大学社会福祉学部教授
石井　智康	株式会社石井食品社長代表取締役社長執行役員
内田　由紀子	京都大学人と社会の未来研究院　院長・教授
金井　優佳	大学生（あしなが育英会奨学生）
岸田　雪子	ジャーナリスト、東海大学総合社会科学研究所客員教授
木田　秋津	小林・福井法律事務所弁護士
黒木　碧恵	大学生
小泉　勇人	株式会社 en's life 代表取締役社長
駒村　康平	慶應義塾大学経済学部教授
櫻井　彩乃	一般社団法人 GENCOURAGE 代表理事
貞広　斎子	千葉大学副学長・教育学部教授
椎木　里佳	株式会社 AMF 代表取締役社長
柴田　悠	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
新保　幸男	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
土肥　潤也	特定非営利活動法人わかもののまち代表理事
南光　開斗	大学生
堀　有喜衣	独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員
松田　茂樹	中京大学現代社会学部教授
矢島　洋子	三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング(株) CDIO/主席研究員
山﨑　篤史	全国国公立幼稚園・こども園 PTA 連絡協議会会長

こども・若者参画及び意見反映専門委員会の設置について

令和５年６月 30 日
こども家庭審議会基本政策部会決定
令和７年３月 27 日　一部改正

１．設置の趣旨

こども基本法（以下「基本法」という。）第３条第３号及び第４号において、こども施策の基本理念として、こどもや若者の意見表明機会の確保及び多様な社会的活動の参画機会の確保等が規定されている。また、基本法第 11 条において、国及び地方公共団体は、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、対象となるこども・若者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされている。

これらの規定を踏まえ、国及び地方公共団体が行うこども施策の策定・実施・評価におけるこども・若者の参画及び意見反映の在り方や促進方策等について調査審議を行うため、こども家庭審議会運営規則第６条及びこども家庭審議会基本政策部会運営細則に基づき、こども家庭審議会基本政策部会の下に、こども・若者参画及び意見反映専門委員会を設置する。

２．主な検討事項

（１）基本法第３条第３号及び第４号に掲げるこどもや若者の意見表明機会の確保及び多様な社会的活動の参画機会の確保等の在り方

（２）基本法第３条第３号及び第４号に掲げるこどもや若者の意見表明機会の確保及び多様な社会的活動の参画機会の確保等に係る機運の醸成、関係者の連携促進

（３）基本法第 11 条において国及び地方公共団体に義務付けられた、こども施策に対するこどもや若者の意見を反映させるために必要な措置の在り方及び取組促進

（４）上記のほか、こどもや若者の意見の政策への反映に係る仕組みづくり・環境整備に関する事項

（案）

こども家庭審議会基本政策部会
こども・若者参画及び意見反映専門委員会委員名簿

令和７年　月　日
こども家庭審議会基本政策部会長決定

こども家庭審議会基本政策部会運営細則第２条及び第３条に基づき、こども家庭審議会基本政策部会こども・若者参画及び意見反映専門委員会委員を以下の通り指名する。

	莇生田　和哉	大学生
	池田　優衣	高校生
	川中　大輔	関西学院大学人間福祉学部専任講師
	郡司　日奈乃	一般社団法人 Spice 代表理事
	櫻井　彩乃	一般社団法人 GENCOURAGE 代表
	髙橋　弘美	宮城県富谷市保健福祉部子育て支援課とみや子育て支援センター所長
○	土肥　潤也	特定非営利活動法人わかもののまち代表理事
	中村　みどり	NPO 法人キーアセット Children’s Views & Voices 副代表
	平井　登威	大学生、NPO 法人　CoCoTELI　代表
	村﨑　弘汰	大学生、任意団体ぽかぽか食堂代表
	波田野　優	高校生、FTCJ こどもアンバサダー
	古田　雄一	筑波大学人間系助教

（５０音順　敬称略　○委員長）